石巻市事業復興型雇用創出助成金受給要件チェックリスト

平成30年度版

記入者の氏名

1 助成対象となる事業主の要件

〔交付要件〕 ひとつでも「いいえ」に該当する場合は、助成対象となりません。

はい・いいえ	・市内の事業所で、対象産業政策の支援を受けた事業を実施している。
はい・いいえ	・対象産業政策による支援決定は、平成23年3月11日(原則)以降、平成31年3月31日までに受けている。
はい・いいえ	・平成28年4月1日以降、平成31年3月31日までに1人以上の新規雇用 者(再雇用者に該当しない者)を雇い入れた。
はい・いいえ	・雇用保険の適用事業の事業主である。 ※雇用保険の一般被保険者としての資格取得義務がない労働者のみを雇用している 場合は、例外的に雇用保険の適用事業の事業主であることを要しません。
はい・いいえ	・出勤状況及び賃金の支払状況等を明らかにする書類(労働者名簿、賃金台帳、 出勤簿等)を適切に整備・保管している。
はい・いいえ	・中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者に該当する事業所及びこれに準ずる事業所であること。

〔不交付要件〕 ひとつでも「はい」があると、不交付となります。

はい・いいえ	・不正な行為を原因として、3年間にわたる助成金等の不交付措置が執られている。
はい・いいえ	・暴力団、又は暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過していない者が経営・事業運営を行っている。
はい・いいえ	・市税及び宮城県税に未納がある。

2 助成対象となる事業所

〔該当要件〕 ひとつでも「いいえ」に該当する場合は、助成対象となりません。

はい・いいえ	・対象産業政策の支援の対象となっている市内の施設である。
「非該当亜件)	ひとつでも「はい」があると、不交付となります

はい・いいえ	・宮城県事業復興型雇用創出助成金(Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型又は中小企業型)の
	交付決定を受けた。又は交付申請中である。
はい・いいえ	・石巻市事業復興型雇用創出助成金(旧型・新型)の交付決定を受けた。

3 助成対象となる労働者の要件

〔該当要件〕 ひとつでも「いいえ」に該当する労働者は、助成対象外です。

はい・いいえ	・被災三県求職者(「石巻市事業復興型雇用創出助成金の手引き」1頁参照) に該当している。
はい・いいえ	・平成30年2月4日以降、平成31年3月31日までに雇い入れている。 ※ただし、最初の新規雇用者の雇い入れより前に雇い入れた再雇用者の場合は、平成 23年11月21日以降平成31年3月31日までの間に対象事業所で雇い入れたこと。
はい・いいえ	・雇用契約が、「期間の定めのない雇用」又は「更新が可能な1年以上の有期雇用」である。
はい・いいえ	・雇用保険の一般被保険者として雇い入れている。 ※雇用保険の一般被保険者としての資格取得義務がない労働者については、例外的に 助成対象となりえます。
はい・いいえ	・交付申請書の記載年月日時点において、<u>助成対象事業所に所属</u>している。
はい・いいえ	・助成対象事業所で雇い入れている。(雇い入れ時点から配属している。)
はい・いいえ	・被保険者となった時点で社会保険等に加入している。

〔非該当要件〕 ひとつでも「はい」に該当する労働者は、助成対象外です。

はい・いいえ	・平成23年11月21日以降に、自らの事業所を離職(雇用期間の満了を含む。) した労働者である。
はい・いいえ	・平成23年11月21日以降に、労働者を事業主都合により解雇(勧奨退職等を含む、)又は雇い止めした事実があり、その人数以下の労働者である。(当該解雇等した人数分の労働者は助成対象外)
はい・いいえ	・雇い入れに係る費用が国又は地方公共団体が交付する他の補助金や融資等 (緊急雇用創出事業等の委託事業を含む。)の支援対象となっている労働者 である。
はい・いいえ	・平成23年度ふるさと雇用再生特別基金事業により自ら雇用した労働者である。
はい・いいえ	・派遣労働者(事業主が雇用する労働者であって、労働者派遣の対象となるもの。)である。
はい・いいえ	・最初の新規雇用者の雇い入れから2年を経過した後に雇い入れた労働者である。